

成年後見 選挙権認める範囲が焦点に (3月28日 5時15分)

政府は27日、「成年後見制度」を巡って、「後見人がつくと選挙権を失う公職選挙法の規定は憲法に違反する」とした判決について控訴しました。今後、与党側が行う法改正の検討では、選挙権を認める人の対象をどう定めるかが焦点になりそうです。

病気や障害などで判断力が十分でない人に代わって財産を管理する「成年後見制度」を巡って、東京地方裁判所は今年14日、「後見人がつくと選挙権を失う公職選挙法の規定は憲法に違反する」という初めての判決を言い渡しました。これについて政府は、27日、「新たな立法措置を含めて検討するためには一定の時間がかかり、違憲判決が確定すると地方選挙で混乱が生じるおそれがある」として、東京高等裁判所に控訴しました。

政府はことし夏の参議院選挙までに、後見人がいても選挙権を認める法改正が議員立法で行われることが望ましいとしており、自民党は27日に合同会議を開き、選挙権を認める対象などについて検討を始めました。また、公明党の政治改革本部長を務める北側副代表は記者団に対し、「公職選挙法の見直しについて早急に与党で検討チームを作り、今の国会で法改正が実現できるよう取り組んでいきたい」と述べました。

憲法違反と判断された公職選挙法の規定を削除した場合、後見人のついた人に一律に選挙権を認めることになりますが、その場合、本人の意思に反して投票を働きかけられる不正をどう防ぐかという課題が指摘されています。一方で、判断能力に応じて対象を限定する場合には、個別に選挙権を認める基準や手続きが新たに必要になります。このため、今後、与党側が行う法改正の検討では、選挙権を認める人の対象をどう定めるかが焦点になりそうです。

